

千葉県環境学習拠点の形成に向けた地域連携推進事業業務委託 企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、「千葉県環境学習拠点の形成に向けた地域連携推進事業業務委託」を行う事業者を、プロポーザル方式(書面審査)により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本市では、新清掃工場の建設が進められる中、北谷津の豊かな自然や公共施設・民間施設等を活用しつつ、地域の活性化を図るため、「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」を策定した。

同計画においては、地域の価値を維持・向上させる活動を担う町内自治会等の地域団体・施設運営者・企業・NPO等を主体として、エリアマネジメント協議会を設立し環境学習拠点としての取り組みを推進することを目指している。

そこで、事業の推進に当たり、北谷津地域におけるエリアマネジメントの仕組みづくりや、周辺施設間で連携した環境関連イベント案について、効率的に調査検討業務等を進め、より実効性の高い検討結果を得るため、豊富な実績とノウハウを持つ民間企業に委託するものである。

3 業務の概要

- (1)委 託 名 千葉県環境学習拠点の形成に向けた地域連携推進事業業務委託
- (2)業務内容 別紙「千葉県環境学習拠点の形成に向けた地域連携推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (3)委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)
- (4)委 託 料 3, 300, 000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
- (5)支払条件 完了後一括払い
- (6)業務担当課(問い合わせ先)

千葉県環境局資源循環部廃棄物対策課

住 所:〒260-8722 千葉県中央区千葉港1-1 千葉県役所高層棟7階

電話番号:043-245-5067

E-mail: haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

4 応募資格

次に掲げる要件全てに該当する法人とする。

- (1)これまでに、本事業と類似の事業履行実績または関連団体としての履行実績を有すること。
- (2)以下のアからケまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づ

- く裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者
- ク 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ケ 千葉市暴力団排除条例(平成24年第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

5 スケジュール(予定)

- (1) 参加申込受付 令和7年5月16日(金)～令和7年5月23日(金)午後5時まで
- (2) 質問書の受付 令和7年5月16日(金)～令和7年5月21日(水)午後5時まで
- (3) 質問書の回答 令和7年5月22日(木)午後5時までにHPで公開
- (4) 資格審査結果通知 令和7年5月26日(月)
- (5) 企画提案書提出 令和7年6月5日(木)午後3時まで
- (6) 企画提案選考(書面) 令和7年6月5日(木)～令和7年6月9日(月)
- (7) 選定結果通知 令和7年6月11日(水)

※日程については、進捗状況等により変動する可能性がある。

6 参加申込

- (1)参加申込受付期間 令和7年5月23日(金) 午後5時まで(必着)
(受付時間:土曜、日曜を除く平日の午前9時から午後5時)
- (2)提出方法 千葉市役所本庁舎高層棟7階 廃棄物対策課まで持参または郵送すること。
- (3)参加申込に必要な書類
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 誓約書(様式2)
 - ウ 会社の概要が分かる資料(パンフレット可)
 - エ 参加資格要件(類似の事業履行実績または関連団体としての履行実績)に関する資料
- (4)参加資格確認結果通知の送付
上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の審査を行い、令和7年5月26日(月)に審査結果について、電子メール及び書面により通知する。

7 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

- (1)受付期間 令和7年5月16日(金)～令和7年5月21日(水)午後5時まで
- (2)質問方法 「質問書」(様式3)により、電子メールで送信すること。
- (3)回答方法 千葉市のホームページで公表する。なお、回答内容は、本要項及び仕様書の追加または修正とみなす。また、質問の内容により、事業者選定の公平性を保つ

ことができない場合には、回答しないことがある。

8 企画提案書の提出

(1)提出期限 令和7年6月5日(木)午後3時まで(必着)

(受付時間:土曜、日曜を除く平日の午前9時から午後5時)

(2)提出物

ア 企画提案書 5部(社名を記名押印したもの1部、無記名のもの4部)

内訳 (ア)企画提案書のサイズはA4とし、提案内容(本文)は10頁以内とする。両面印刷、再生紙使用ともに可能で、文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

(イ)企画提案書に用いる言語は、日本語(本企画提案参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。)、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

(ウ)構成は、表紙、目次、提案内容(本文)とする。

(エ)正本(1部)は押印し任意のファイルに綴じる。副本(1部)は、ホチキスで留め、ファイル等に綴じずに提出する。なお、副本については、本企画提案参加者が特定されないよう、商号・所在地、その他参加者名が特定される事項の記載はしないこと。

イ 見積書 2部

内訳 (ア)見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

(3)提出方法 持参または郵送により提出すること。

(4)提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課

電話 043-245-5067

(5)郵送方法

ア 提出書類は、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。

イ 提出書類の到着期限は、令和7年6月5日(木)午後3時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

ウ 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

エ 提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

(6)持参する場合

ア 提出先に直接持参すること。

イ 提出期限は、令和7年6月5日(木)午後3時までとする。提出期限後は受け付けない。

(7)その他

ア 企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。

イ 企画提案は、各社1案とする。

- ウ 提出された企画提案書は返却しない。
- エ 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- オ 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。
- カ 企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。
- キ 事故等について千葉市は責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

9 選定方法、評価項目及び結果の通知

(1)選定方法

- ア 審査はプロポーザル方式とし、千葉市が設置する選考委員会において、提出された企画提案書に基づいて内容を審査・評価する。なお、プレゼンテーションは実施しない。
- イ 委員は評価項目ごとに評価を行い、評価点の合計が一番多い提案を最優秀提案とする。
- ウ 本業務の企画提案を行うものが1者の場合も、審査を実施する。
- エ 委員全員の合計点が6割以上に達したものを審査の対象とする。なお、参加申込者が1者のみの場合も同様とする。
- オ 審査の結果、委員全員の合計点が同点になった場合は、会長の評価点が一番高いものを選定する。
- カ 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

(2)評価項目

評価項目		評価基準	配点
検討方針	業務理解	本業務の意図を理解し、仕様書等で定めた内容を十分に踏まえた上での提案となっているか。	5
業務実施能力	工程管理	工程計画が的確に組まれ、事業の確実な実施が見込まれるものとなっているか。	5
	業務実績	本業務に活かせる、まちづくりや地域活性化等に関する調査検討等の業務実績があるか。	10
	実施体制	上記実績への従事経験や知識・技術力のある人員が適切に配置されるか。	10
企画提案能力	調査検討手法	調査検討の進め方について具体的かつ適切に提案されているか。	15
	地域性を踏まえた地域活性化の視点	北谷津地域の実情を理解し、これを踏まえた地域活性化に関する提案を行う内容になっているか。	15
	エリアマネジメントに関する提案内容	エリアマネジメントの機能と役割を理解し、北谷津北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画の内容を踏まえたエリアマネジメントの仕組みづくりの検討を行う提案になっているか。	30
	独自の提案	本業務に有意義な独自の提案が具体的に示されているか。	10

(3)結果の通知について

審査・選定結果については、採用・不採用に関わらず、提案者全員に電子メールで通知し、千葉市ホームページで公表する。ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 事業者が「4 応募資格」を満たさない場合
- (2) 見積額が、本要項3(4)に記載する委託料上限額を超過した場合
- (3) 事業者が「6 参加申込」を行わずに企画提案書を提出した場合
- (4) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、事業を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) その他、参加者が事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

11 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について本市と協議・合意したのちに委託契約を締結する。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。
- (3) 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条に該当する場合、免除する。
- (5) 委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

12 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (4) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。